

〈参考資料〉

平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

これにより主体となる各市町村では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築や通報・相談への対応を行っており、県としても、市町村間の連絡調整、情報提供や必要な助言など、市町村が高齢者虐待に適切に対応できるように支援してまいりました。

このたび、厚生労働省が高齢者虐待防止法第25条に基づく、平成29年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

※割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合があります。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

県内30市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は16件であった。

そのうち事実確認調査の結果、虐待の事実が認められた事例は2件であった。

相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数	9	11	18	18	27	16
虐待を受けたと判断された件数	2	1	4	4	3	2
被虐待者数	9	1	5	51	3	6

【全国の状況】

相談・通報受理件数 1,898件

うち事実が認められた件数 510件

相談・通報受理件数のうち虐待の事実が認められた件数の割合 26.9%（県：12.5%）

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が27.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が22.2%、「当該施設元職員」、「地域包括支援センター」がそれぞれ11.1%であった。

相談・通報者（複数回答）

区分	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明（匿名含む）	計
人数	0	4	5	2	0	1	0	0	2	0	0	1	0	2	1	18
割合（％）	0.0	22.2	27.8	11.1	0.0	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	5.6	0.0	11.1	5.6	100.0

【全国の状況】

「当該施設職員」が23.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が20.9%、「当該施設管理者等」が13.4%であった。

(3) 事実確認の状況

平成29年度において、市町村が「事実確認調査を行った事例」は11件、「事実確認を行わなかった事例」は9件あった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が2件、虐待の「事実が認められなかった事例」が1件、虐待の「判断に至らなかった事例」は8件であった。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	11	55.0
事実が認められた	2	10.0
事実が認められなかった	1	5.0
判断に至らなかった	8	40.0
事実確認調査を行わなかった事例	9	45.0
虐待ではなく調査不要と判断した	3	15.0
調査を予定している又は検討中	1	5.0
都道府県へ調査を依頼	0	0.0
その他	5	25.0
合 計	20	100.0

(4) 事実確認調査により虐待の事実が認められた事例に係る被虐待者及び虐待の状況

性 別	女性	男性	不明	計
	5	1	0	6

年 齢	65歳未満 障害者	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	その他 ・不明
	0	0	0	1	2	0	1	2	0	0

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
	0	0	0	0	0	3	3	0

要介護認定者の認知症 日常生活自立度	自立	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症あるが 自立度不明	認知症の 有無が不明
	0	0	1	0	2	2	1	0

虐待の種別・類型 (複数回答)	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	6	0	0	0	0

虐待の深刻度 (5段階)	生命・身体・生活に関する重大な危険	生命・身体・生活に著しい影響	生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等
	(5)	(4)	(3)
人 数	0	0	1

【全国の状況】
「女性」が70.5%と、全体の7割が「女性」であった。
「85～89歳」が26.7%と最も多く、次いで「90～94歳」が20.4%であった。
「要介護4」が29.9%と最も多く、次いで「要介護5」が26.6%であった。
「身体的虐待」が59.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.6%であった。
5段階評価で最も軽い「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が53.7%である一方、最も重い「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」が1.5%であった。

虐待があった養介護施設等の種別	介護老人保健施設	(住宅型)有料老人ホーム
	1	1

虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職	管理職
	1	1

虐待を行った養介護施設従事者等の年齢	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
	1	0	1	0	0	0

【全国の状況】
施設等の種別では、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が30.4%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が21.6%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が14.3%、「介護老人保健施設」が10.4%であった。
虐待を行った職種は、「介護職」が79.7%、「管理職」が4.7%、「看護職」が4.6%、「施設長」が3.0%であった。
虐待を行った者の年齢は、「30～39歳」が22.3%と最も多く、次いで「40～49歳」が17.1%、「50～59歳」が15.9%であった。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村による指導

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出	虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導
1	2	2

介護保険法等の規定による権限の行使（県又は市町村）

介護保険法の規定に基づく権限の行使	老人福祉法の規定に基づく権限の行使
1	0

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

平成29年度、県内30市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報等件数は、261件であった。

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の件数は、154件であった。

相談・通報件数及び虐待を受けたと判断された件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数	141	182	228	193	240	261
虐待を受けたと判断された件数	81	131	121	121	146	154
被虐待者数	83	136	124	128	147	163

【全国の状況】

相談・通報受理件数 30,040件
うち虐待認定件数 17,078件

(2) 相談・通報者

「警察」が28.1%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が25.2%であった。

相談・通報者(複数回答)

区分	介護支援専門員	介護保険所職員	医療機関従事者	近隣住民 知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	(匿名含む) 不明	計
人数	77	12	23	2	8	14	24	1	8	86	50	1	306
割合(%)	25.2	3.9	7.5	0.7	2.6	4.6	7.8	0.3	2.6	28.1	16.3	0.3	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数261件と一致しない。

(注) 割合は、相談・通報者の合計306人に対するもの。

【全国の状況】

「介護支援専門員」が28.1%と最も多く、次いで、「警察」が23.0%、「家族・親族」が9.1%であった。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が 99.2%、「事実確認調査を行っていない事例」が0.8%であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により事実確認調査を行った事例」は0.8%であり、「訪問調査を行った事例」が 65.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 33.5%であった。

「事実確認調査を行っていない事例」のうち、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例」が0.8%であった。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	261	99.2
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	259	98.5
訪問調査を行った事例	171	65.0
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	88	33.5
立入調査により事実確認調査を行った事例	2	0.8
警察が同行した事例	1	0.4
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0.0
援助要請をしなかった事例	1	0.4
事実確認調査を行っていない事例	2	0.8
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	2	0.8
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	0	0.0
	263	100.0

※ 平成29年4月1日～平成30年3月31日の期間に通報等を受理した事例、及び平成29年3月31日以前に通報等を受理し、事実確認調査が平成29年4月1日～平成30年3月31日となった事例が計上されるため、合計は相談・通報件数の261件と一致しない。

【全国の状況】

「事実確認調査を行った事例」が 95.8%、「事実確認調査を行わなかった事例」が 4.2%であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.4%であり、「訪問調査を行った事例」が 64.5%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 30.9%であった。「事実確認調査を行わなかった事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 3.3%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 1.0%であった。

(4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が76.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.7%、「経済的虐待」が14.7%、「介護等放棄」が10.4%であった。

虐待の種別・類型(複数回答)

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	計
人数	125	17	50	1	24	217
割合(%)	76.7	10.4	30.7	0.6	14.7	—

(注) 割合は、被虐待高齢者163人に対するもの。

虐待の深刻度

区分 (5段階)	生命・身体・生活に関する重大な危険 (5)	↔	生命・身体・生活に著しい影響 (3)	↔	生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等 (1)	計
人数	6	7	44	33	73	163
割合(%)	3.7	4.3	27.0	20.2	44.8	100.0

【全国の状況】

「身体的虐待」が66.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.1%、「介護等放棄」が20.3%、「経済的虐待」が18.3%、「性的虐待」が0.4%であった。

5段階評価で「3—生命・身体・生活に著しい影響」が34.0%と最も多く、次いで「1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が30.1%であった。一方、最も重い「5—生命・身体・生活に関する重大な危険」は8.3%を占めた。

(5) 被虐待高齢者の性別・年齢について

性別では、「女性」が77.3%、「男性」が22.7%と、「女性」が全体の8割近くを占めていた。年齢別では、「80歳～84歳」が31.3%と最も多かった。

被虐待高齢者の性別

区分	女性	男性	計
人数	126	37	163
割合(%)	77.3	22.7	100.0

被虐待高齢者の年齢別

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	計
人数	16	30	32	51	24	10	0	163
割合(%)	9.8	18.4	19.6	31.3	14.7	6.1	0.0	100.0

【全国の状況】

性別では、「女性」が76.1%、「男性」が23.9%と「女性」が全体の8割近くを占めていた。年齢別では、「80～84歳」が24.4%と最も多かった。

(6) 要介護認定者数及び要介護状態区分

被虐待高齢者 163人のうち、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者は 53.4% (87人) で、5割強が要介護認定者であった。

要介護認定者 87人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 23.0%と最も多く、次いで、「要介護 4」で18.4%であった。

要介護認定者の要介護状態区分

区 分	人 数	割合 (%)
未申請	49	30.1
申請中	3	1.8
認定済み	87	53.4
認定非該当 (自立)	3	1.8
不 明	21	12.9
合 計	163	100.0

→

区 分	人 数	割合 (%)
要支援 1	8	9.2
要支援 2	8	9.2
要介護 1	20	23.0
要介護 2	12	13.8
要介護 3	14	16.1
要介護 4	16	18.4
要介護 5	9	10.3
不 明	0	0.0
合 計	87	100.0

【全国の状況】

介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 67.0%と、6割半ばが要介護認定者であった。要介護状態区分は、「要介護 1」が 24.5%と最も多く、次いで「要介護 2」が 22.2%、「要介護 3」が 18.2%の順であった。

(7) 要介護認定者数の認知症日常生活自立度

要介護認定者 87人における認知症日常生活自立度「Ⅱ」以上の者は 66.7%であり、被虐待高齢者全体の 35.6%であった。

要介護認定者の認知症日常生活自立度

区分	人数	割合 (%)
自立又は認知症なし	7	8.0
自立度Ⅰ	18	20.7
自立度Ⅱ	21	24.1
自立度Ⅲ	22	25.3
自立度Ⅳ	9	10.3
自立度Ⅴ	2	2.3
認知症あるが、自立度不明	4	4.6
認知症の有無が不明	4	4.6
計	87	100.0
自立度Ⅱ以上 再掲	58	66.7

【用語解説】

- ・「認知症日常生活自立度」とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度をみるもので、介護保険制度の認定調査等に用いられる。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの5段階でⅠが軽度、Ⅴ（メディカル）が最も重度となっている。

【全国の状況】

要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」の者は 71.5%であり、被虐待高齢者全体の 47.9%を占めた。

(8) 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が62.0%、「虐待者及び他家族と同居」が25.8%と、87.8%が虐待者と同居であった。

被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	計
件数	101	42	20	0	0	163
割合(%)	62.0	25.8	12.3	0.0	0.0	100.0

【全国の状況】

「虐待者とのみ同居」が50.5%、「虐待者及び他家族と同居」が36.6%と87.1%が虐待者との同居であった。

(9) 世帯構成

「未婚の子と同居」が34.4%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が31.9%、「その他」が11.0%であった。

世帯構成

区分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	計
人数	9	52	56	14	14	18	0	163
割合(%)	5.5	31.9	34.4	8.6	8.6	11.0	0.0	100.0

【全国の状況】

「未婚の子と同居」が35.7%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」22.0%、「子夫婦と同居」及び「配偶者と離別・死別等した子と同居」がそれぞれ13.2%の順であった。

(10) 虐待者との関係(重複有り)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が40.2%と最も多く、次いで「夫」が28.4%、「娘」が14.2%の順であった。

虐待者の被虐待高齢者との続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	計
人数	48	9	68	24	5	0	0	8	7	0	169
割合(%)	28.4	5.3	40.2	14.2	3.0	0.0	0.0	4.7	4.1	0.0	100.0

【全国の状況】

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が40.3%と最も多く、次いで「夫」が21.1%、「娘」が17.4%の順であった。

(11) 虐待者の年齢

虐待者の年齢は、「50～59歳」が 30.2%と最も多く、次いで「40～49歳」が 18.9%、「80～84歳」が 14.2%の順であった。

年齢区分	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	計
人数	0	7	4	32	51	6	7	15	12	24	6	1	4	169
割合(%)	0.0	4.1	2.4	18.9	30.2	3.6	4.1	8.9	7.1	14.2	3.6	0.6	2.4	100.0

【全国の状況】

虐待者の年齢は「50～59歳」が 24.2%と最も多く、次いで「40～49歳」が 18.0%、「65～69歳」が 8.4%の順であった。

(12) 虐待への対応について

虐待への対応としては、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が、32.2%、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、55.0%であった。

虐待の対応策としての分離の有無

区分	人数	割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	55	32.2
被虐待者と虐待者を分離していない事例	94	55.0
対応について、検討・調整中の事例	1	0.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	21	12.3
その他	0	0.0
計	171	100.0

※ 平成29年3月31日以前に通報受理又は事実確認調査を実施し虐待と判断した事例のうち、対応が平成29年4月1日～平成30年3月31日の期間に行われた事例及び対応が継続している事例がある場合には計上されるため、合計は虐待と判断した人数の163人と一致しない。

【全国の状況】

「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 27.8%、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」が 49.9%であった。

(13) 分離を行った事例の対応

「老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置」が 34.5%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が 29.1%であった。

分離を行った事例の対応の内訳

区分	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	16	29.1
老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置	19	34.5
緊急一時保護	2	3.6
医療機関への一時入院	3	5.5
上記以外の住まい・施設等の利用	7	12.7
虐待者を高齢者から分離（転居等）	4	7.3
その他	4	7.3
計	55	100.0

【全国の状況】

「契約による介護保険サービスの利用」が 35.1%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 15.1%、「（上記以外の）すまい・施設等の利用」及び「やむを得ない事由等による措置」がそれぞれ 13.9%の順であった。

【用語解説】

- ・「契約による介護保険サービスの利用」とは、本人の同意などにより、契約による介護保険サービスの利用を行う。
- ・「老人福祉法によるやむを得ない措置」とは、要介護認定を待つ時間的余裕がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービスが著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特別養護老人ホームの入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。
- ・「緊急一時保護」とは、市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急かつ一時的に保護する。

(14) 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が 42.6%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が 37.2%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が、22.3%であった。

分離を行っていない事例の対応内訳(複数回答)

区 分	人 数	割合 (%)
経過観察（見守り）	35	37.2
養護者に対する助言・指導	40	42.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	2	2.1
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	4	4.3
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	21	22.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	6.4
その他	7	7.4
計	115	—

(注) 割合は、分離をしていない被虐待者 94人に対するもの。

【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が 52.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.3%であった。(※)「経過観察（見守り）」は26.8%。

(15) 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が5件、「利用手続き中」が3件であり、「市町村長の申し立て」による事例が6件、「市町村長の申し立て」以外の事例が2件であった。一方、「日常生活自立支援事業の利用」は1件であった。

【用語解説】

- ・「成年後見制度」とは、判断能力不十分な成年者を保護する制度。
- ・「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者など判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、預け入れの手続き等、日常生活の管理などを援助する。

(16) 市町村における体制整備

県内市町村における高齢者虐待対応のための体制整備等について、平成29年度末の状況は次のとおりです。

市町村における対応整備等の実施状況

区 分	市町村数	割合 (%)
高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	16	53.3
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	22	73.3
高齢者虐待について講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	9	30.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	13	43.3
介護保険施設に法について周知	11	36.7
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	9	30.0
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	12	40.0
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	5	16.7
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	23.3
成年後見制度の市町村申立てが円滑に出来るように役所・役場内の体制強化	21	70.0
法に定める警察署長の援助要請等に関する警察署担当者との協議	10	33.3
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	20	66.7
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	25	83.3
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	22	73.3

※ 割合は、全市町村（30市町村）に対する割合である。